1 募集職種・採用予定人数及び受験資格

募 集 職 種 土 木 職(社会人経験者枠)

受付期間 令和7年5月27日(火)~6月13日(金)

書 類 選 考 令和7年6月17日(火) <選考結果通知>

※メールでお知らせいたします。

※経歴や資格内容、論文内容などから1次選考を行います。

採用年月日 現在お勤めの企業などの退職時期に合わせて希望される日から令和8年4月1

日(水)までの間。

| 募集職種 | 採用予定数 | 受験資格 |
|------|-------|-------------------------------|
| 土木職 | 3名 | ・以下に該当する方 |
| | | ◆年齢 |
| | | 昭和61年4月2日以降に生まれた方 |
| | | ◆職務経験(下記に該当する方) |
| | | 学校教育法による高等学校(専修学校:修業2年以上の専門課程 |
| | | に限る)以上の学歴を有している方で、民間企業等(官公庁、土 |
| | | 木系コンサルティング企業を含む)において、直近で3年以上継 |
| | | 続して就業した職務経験(※)のある方 |
| | | ◆資格 |
| | | 普通自動車運転免許を保有している方 |
| | | ◆その他 |
| | | 安平町に居住できる方 |

- ※ 「職務経験」は、常勤の正規職員か、同等の勤務形態(所定労働時間が週35時間以上)で勤務 していた期間に限ります。なお、連続1か月以上の休業期間がある場合、継続した就業とみな しません。ただし、産前・産後休暇期間および育児休業期間は、当該期間の前後を通算しま す。
- (1) 日本国籍を有しない方は受験することができません。
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に規定する次のいずれかに該当する方は受験できません。
 - ・禁錮(刑法改正前の呼称)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの方
 - ・公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する ことを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 受験申し込み・試験内容

応募申込(申し込みはインターネット専用フォームからに限ります。)

【受 付 期 間】5月27日(火)~6月13日(金)

右記二次元バーコード、または下記URLから申し込みをしてください。 https://www.harp.lg.jp/3ouOEPhS





採用ホームページ

申し込みフォー

※申込時に職務経歴書など任意様式でアップロードが必要となるものがあります。

※論文の題名はインターネット専用フォームに記載されています。

| 試験日程 | | | | | |
|------|---------|--------|--|--|--|
| 区分 | 日程 | 内 容 | 試験会場 | | |
| 面接試験 | 7月2日(水) | 個別面接試験 | 安平町役場総合庁舎 (北海道勇払郡安平町早来大町95番地) ※状況に応じてWEBなどの対応可 | | |

【面接試験について】

当町の面接は対面を原則といたしますが、状況によりWEBによる面接など柔軟な対応 も検討します。

【留意事項】

- ・【town.abira.lg.jp】からのメールを受信できるよう、「メールアドレス指定受信」「ドメイン指定受信」等の設定をお願いします。
- ・メールが届かない場合、迷惑メールフォルダに自動振り分けされていないか、ご自身の端 末をご確認ください。

3 合格から採用までの流れ

- (1) 面接試験終了後、選考の上、合否を応募者にご連絡いたします。
- (2) 最終合格者は採用候補者名簿として登録され、令和8年4月1日までの間で、赴任できる日を決定いただき、最終的には町長から辞令交付があったことをもって正式採用となります。
- (3) 受験資格がないこと、受験申込書類に虚偽の記載があったと判明した場合など町長が不適当と認めた場合は合格を取り消す場合があります。

採用条件等について 4

| 項目 | 内 容 | | |
|---------------|--|--|--|
| | ▶初任給は、職務経験や経歴に応じて算定されます。 | | |
| 月 額 給 料 | (注) 前歴に無職期間や募集職種以外の経歴がある場合は減算の場合あり | | |
| 月 | 20代:232,300円 30代:283,300円 40代:361,300円 | | |
| | ※それぞれ年代の平均額 | | |
| 諸 手 当 | ▶家族構成、住まい、通勤、残業などの勤務状況に応じて、扶養手当、住居 | | |
| , – | 手当、通勤手当、時間外勤務手当などが支給されます。 | | |
| | ▶給料月額と諸手当の一部を加算した1か月分の給与支給額をベースに、年間4. | | |
| 期末・勤勉手当 | 6ヵ月分の期末・勤勉手当が支給されます。(現時点での支給率) | | |
| | ※採用初年度は、採用される月によって異なります。 | | |
| | ▶勤務時間は原則、午前8時30分から午後5時15分まで(60分休憩時間)。 | | |
| 勤務時間等 | ▶休日は土・日曜日、祝日、年末年始。休暇は1月から12月までの間20日付与 | | |
| 割 笏 吋 间 守 | される年次有給休暇のほか、病気休暇、夏期休暇、育児休業、忌引休暇など特 | | |
| | 別休暇があります。 | | |
| | ▶市町村職員共済組合の各種共済制度(健康保険・年金保険、貸付等)、定期健 | | |
| | 康診断・ストレスチェックを実施しています。 | | |
| 福利厚生制度 | ▶庁舎内には野球とアイスホッケーのスポーツサークルもあります。 | | |
| | ▶屋外業務や災害時の対応で必要な被服の貸与制度があります。 | | |
| | ▶令和6年より、通年での上着・ネクタイ着用自由化を行っています。 | | |
| | 【 職員平均年齢 】 42歳(R7.4.1時点) | | |
| 7 A H | 【 男女比 】 男性78.3% 女性21.7%(R7.4.1時点) | | |
| その他 | 【平均有給取得日数】 15.3日/年(R6年実績) | | |
| | 【 平均時間外実績 】 9.23時間/月(R6年実績) | | |





- お問い合わせ先 -〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地 安平町役場総合庁舎 安平町役場総務課総務グループ(TEL 0145-22-2511(代表))

E-Mail soumu@town.abira.lg.jp